

① 子育てニーズの把握と切れ目ない支援のための体制強化

全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職等が関わり、各家庭のニーズをもれなく把握するとともに、支援を切れ目なく行うための体制強化が必要

【検討の視点(案)】

○ 地域で子育てニーズを的確に把握するための方策について

- ・ 母子健康手帳の交付時や各種健診、相談対応、サービス利用等の機会を通じた子育てニーズや課題の適切な把握
- ・ 妊娠期や出産後間もない時期のニーズ把握のための新たな方策等(産婦健康診査等)

○ 妊娠期からの切れ目ない支援の方策について

- ・ 支援が必要な家庭に対するサービスの充実策について(産後ケア等)
- ・ 切れ目ない支援のための関係機関の連携について

○ 体制強化の方策(人員体制や人材育成策等)について

○ 障害児支援施策や子育て支援施策との連携(※)について

※ 改正母子保健法を踏まえた児童虐待の発生予防・早期発見の取組についての視点を含む

- 我が国の母子保健サービスは、母子保健法に基づき、区市町村が実施主体として実施
- 東京都は妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築を目指し、区市町村に対する支援や専門的・広域的な事業を実施

東京都における母子保健事業の実施体制

特別区・中核市（八王子市）・保健所政令市（町田市）

【基本的サービス】

- ・母子健康手帳の交付
- ・保健指導、訪問指導（妊産婦・新生児・未熟児）
- ・健康診査（妊産婦・乳幼児） 等

【専門的サービス】

- ・障害児や慢性疾病児の療育相談 等

市町村（多摩、島しょ）

【基本的サービス】

- ・母子健康手帳の交付
- ・保健指導、訪問指導（妊産婦・新生児・未熟児）
- ・健康診査（妊産婦・乳幼児） 等

都保健所は管内市町村（※）における障害児や慢性疾病児の療育相談等を実施 ※八王子市、町田市は含まれない

東京都

【区市町村に対する支援】

- ・母子保健研修（技術的支援）
- ・要支援家庭の早期発見・支援事業（財政的支援）
- ・ゆりかご・とうきょう事業（財政的支援） 等

【専門的・広域的な母子保健事業の実施】

- ・先天性代謝異常等検査
- ・子供の健康相談室（小児救急電話相談）
- ・妊娠相談ほっとライン 等

区市町村における主な母子保健事業の実施状況

妊娠

妊娠届 → 母子健康手帳交付

妊婦健康診査

出産

出生届

新生児訪問指導

乳児家庭全戸訪問（児童福祉法）

乳幼児健康診査

概要及び平成27年度の実施率等

届出の際、面接やアンケート等も実施（支援がスタート）
[妊娠届出数]
128,035件

流・早産や発育遅延の防止等のため14回実施（公費負担有）
[実施率]
90.7%（1回目）

低体重児は届出が必要
[出生数]
113,194人

原則生後28日未満の新生児を保健師等が訪問
[実施率]
73.1%

主に生後4か月までの乳児を保健師等が訪問
[実施率]
90.4%※

発育・発達を確認し、適切な保健指導を行い、健康の保持増進のため実施
[実施率] 3-4か月児96.0%
1歳6か月児91.6% 3歳児92.7%

※事業を実施している自治体のみの合計

➤ 全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行い、妊婦・乳幼児・保護者の心身の健康の保持・増進を図る。

※補助内容は平成29年度の内容

概要

【事業期間】平成27から31年度まで（5年間）
 【事業の対象】妊産婦及び就学前までの子育て世帯

【実施主体】区市町村 【予算額】1,200百万円（平成29年度）
 【実施自治体数】32区市町村（平成28年度）←13区市町村（平成27年度）

母子保健強化事業

- 全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握 ○育児パッケージ（子育て用品等）を配布
- 支援を要する家庭については、関係機関と情報を共有し、連携しながら、必要な支援につなぐ。

包括的支援事業

【基本事業】包括的支援拠点（保健所・保健センター・子供家庭支援センター等）において妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供

- 全ての妊婦を対象に専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握
- 支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。必要に応じて支援実施機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行う。
- 妊産婦等に育児パッケージを配布
- 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者や家族からの援助が得られないなどのリスク要因が認められる者等には、支援プランを作成し、きめ細かい支援を実施する。
- 支援プランを作成したケースについて、支援の効果を評価・確認しながら、プランの見直しを行う。
- 必要に応じて、訪問によるアウトリーチ型支援を行う。

・育児パッケージの配布経費や専門職人件費の都独自の取組について、基準額の10/10を補助 ※
 ・利用者支援事業（母子保健型）（国事業）の区市町村負担分について、基準額の10/10を補助 ※

妊産婦等

面接

助言・指導

相談

関係機関

- ・医療機関（産科等）
- ・保健所
- ・子供家庭支援センター
- ・児童相談所
- ・民間機関 等

連携、委託

連携、委託

【任意事業】産後ケア事業（母体ケアや育児指導等）、産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援）等

・産後ケア事業等については、国事業の区市町村負担分について、基準額の10/10を補助 ※

都内区市町村における実施状況

- 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築に向けて、ゆりかご・とうきょう事業の実施促進に引き続き取り組む必要がある。
- 産後ケア事業については、区市町村に対し財政支援や情報提供等を行っているが、実施しているのは一部の自治体にとどまっている。
- 産婦健康診査事業について、国は産後ケア事業を要件としているため、活用できる自治体は限られる。（都内区市町村は未実施）

区市町村の実施状況(平成28年度)

出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）の実施区市町村

自治体名	事業開始年度		実施事業				
	H27	H28	母子保健強化事業	包括的支援事業	任意事業		
					産前・産後サポート事業	産後ケア事業	緊急整備事業
1 新宿区	○			○			
2 文京区	○			○	○	○	
3 台東区		○		○			
4 墨田区	○			○			
5 江東区		○		○		○	
6 品川区	○			○		○	
7 大田区		○		○			
8 世田谷区		○		○		○	○
9 中野区	○			○	○	○	
10 杉並区	○			○	○	○	
11 豊島区	○			○			
12 北区	○		○				
13 板橋区		○		○			
14 練馬区		○		○	○	○	
15 葛飾区	○			○	○		
16 江戸川区		○		○		○	
区部計	9	7	1	15	5	8	1
	16		16				

産後ケア事業については、ゆりかご・とうきょう事業を活用し8区が実施しているほか、2市（府中市、多摩市）が国の補助事業のみを活用し実施している。（合計10区市が実施）

自治体名	事業開始年度		実施事業				
	H27	H28	母子保健強化事業	包括的支援事業	任意事業		
					産前・産後サポート事業	産後ケア事業	緊急整備事業
17 八王子市		○		○			
18 三鷹市		○		○			
19 青梅市		○	○				
20 昭島市		○		○			
21 調布市		○		○			
22 町田市		○		○			
23 日野市		○		○			
24 東村山市		○		○			
25 東大和市	○			○			
26 武蔵村山市		○		○			
27 あきる野市		○	○				
28 瑞穂町	○		○				
29 日の出町		○	○				
30 大島町	○		○				
31 利島村		○	○				
32 神津島村	○		○				
市町村部計	4	12	7	9	0	0	0
	16		16				
合計	13	19	8	24	5	8	1
	32		32				

ゆりかご・とうきょう事業は合計32区市町村が実施

産後ケア事業

- 母親が出産し退院した直後において、心身の悩みや育児への不安などに対する支援が不足しているという課題に対応するため、国は産後ケア事業を開始した。（平成26年度モデル事業→平成27年度本格実施）

【実施主体】区市町村（国が1／2補助）

【対象者】家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の（1）又は（2）に該当する者

- （1）産後に心身の不調又は育児不安等がある者 （2）その他特に支援が必要と認められる者

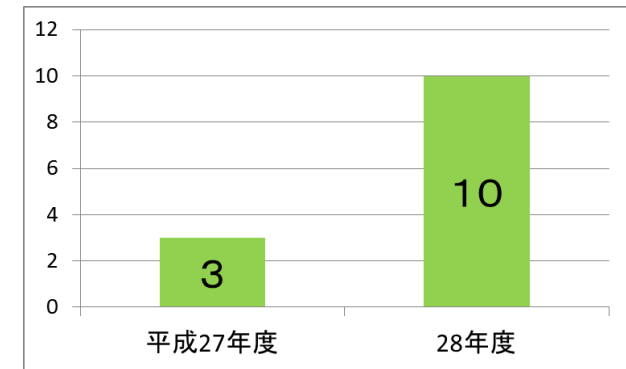
【実施方法】宿泊型（原則7日以内）、デイサービス型又はアウトリーチ型

【実施内容】

- （必須）◎褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）
◎褥婦に対する療養上の世話
- （任意）○産婦及び乳児に対する保健指導
○褥婦及び産婦に対する心理ケアやカウンセリング
○育児に関する指導や育児サポート

【担当者】事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置
（宿泊型は24時間体制で1名以上の担当者の配置が必須）

産後ケア事業の実施自治体数



産婦健康診査事業

- 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が指摘されており、国は平成29年度から産婦健康診査事業を開始した。（都内区市町村は未実施）

【実施主体】区市町村（国が1／2補助）

【対象者】産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦

【実施内容】

- 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）、診察、エンジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）等
○実施機関は健診結果を区市町村にフィードバックし、区市町村は産後ケア事業による支援が必要と認められる場合には速やかに実施する。
○対象者1人につき2回以内とし、費用は1回当たり5,000円を上限とする。